

大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成25年条例第1号）
検証結果報告書に係る対応状況（方針）調書
（報告書における「運用の改善を図るべき事項」への対応）

担当所属名 政策調整部 いじめ対策推進室・教育委員会事務局 児童生徒支援課

運用の改善を図るべき事項
(1) 第4条第1項、第2項に関する取組について ア いじめを含む様々な課題への重層的な支援 （ア） 経済的な困窮や人間関係に関する課題は、いじめの背景となる可能性があります が、現在の組織や体制、関係団体等との連携状況では十分に支援が届かないおそれ があります。 課題の複雑化、多様化に鑑み、福祉部門はもとより各種関係機関と連携した重層的 な支援を図られるよう求めます。
対応状況又は今後の対応方針
重層的な支援を実現するにあたっては、本年度、福祉部において、いじめ対策推進室や子ど も未来局、保健所、教育委員会等の関連する部署から構成される「重層的支援体制導入検討会 議」を設置し、情報共有や様々な課題への重層的な取組について検討を行っております。 また、現在も、県・児童相談所・警察・法務局など各種関係機関と連携しており、要保護児 童対策地域協議会の対象となるケースなどは、福祉部局とも連携した対応を行っております。 引き続き、いじめの背景にもなり得る、虐待、貧困、障害、疾病等、子どもや家庭が抱える 困難を把握した場合は、子どもを取り巻く環境を改善するため、福祉部局や関係機関と連携し た重層的な支援が行えるよう取り組んでまいります。また、教育委員会に配置されているスク ールソーシャルワーカーは、子ども支援のためのケース会議への参加等を通じ、学校現場と福 祉部局や関係機関がスムーズに連携できるよう支援を行っております。

大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成25年条例第1号）
検証結果報告書に係る対応状況（方針）調書
（報告書における「運用の改善を図るべき事項」への対応）

担当所属名 政策調整部 いじめ対策推進室

運用の改善を図るべき事項
(1) 第4条第1項、第2項に関する取組について ア いじめを含む様々な課題への重層的な支援 （イ） 子どもの健やかな成長と学びのためには、子どもの生活全般の安全・安心に資する包括的な取組が必要であると考えます。近年は、いじめの背景に保護者による当該児童への身体的・精神的虐待や、養育放棄、ヤングケアラー等の問題が隠れていることも多く、そうした場合はいじめた側もいじめられた側もどちらも被害者であるといえます。 両者を区別することなく、どちらも困難を抱えた子どもであると捉え、全ての子どもに、学校内だけでなく生活全般での安全・安心に資する取組を充実されるよう、アウトリーチも含めて包括的に対処できる部局横断的な連携を求めます。
対応状況又は今後の対応方針
現在も、いじめの相談等をきっかけに、虐待や生活困窮など家庭環境の課題がいじめに関係することが分かった場合は、いじめ事案の解決とともに、その背景となる家庭や保護者などへの福祉的支援についても、要保護児童対策地域協議会や福祉部局等と連携して対応しております。 引き続き、子どもや家族が抱える困難を把握した場合は、子どもを取り巻く環境を改善するため、福祉部局や関係機関と連携した重層的な支援が行えるよう取り組んでまいります。

大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成25年条例第1号）
検証結果報告書に係る対応状況（方針）調書
（報告書における「運用の改善を図るべき事項」への対応）

担当所属名 政策調整部 いじめ対策推進室

運用の改善を図るべき事項
(1) 第4条第1項、第2項に関する取組について イ フリースクール等におけるいじめ対策 （ア） いじめ事案は学校だけで起こるものではありません。フリースクール等の小学校や中学校以外の場に通う子どもたちがいじめ等で悩んだ際に、適切な窓口等に相談できるよう、フリースクール等に通う子どもたちに対しても相談窓口の広報啓発や相談対応・支援を行うなど、連携を図られるよう求めます。
対応状況又は今後の対応方針
フリースクール等におけるいじめ対策については、いじめに関する相談窓口を周知するためのカードやおおっこ手紙相談の用紙を配布するなど、広報を行うとともに、子どもから相談があった場合には、適切に対応し、必要な支援を行ってまいります。

大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成25年条例第1号）
検証結果報告書に係る対応状況（方針）調書
（報告書における「運用の改善を図るべき事項」への対応）

担当所属名 教育委員会事務局 児童生徒支援課

運用の改善を図るべき事項

(2) 第5条第1項、第2項に関する取組について

ア いじめ対策に関する人員体制等の検討

- (ア) 学校現場における教職員の負担の増大は喫緊の課題です。課題の解消に向け、教職員が一人ひとりの子どもと丁寧に向き合う時間を確保できる環境の整備について、人員体制を含めて改めて検討されるよう求めます。
- (イ) 子ども支援コーディネーターについては、増加するいじめ相談件数を踏まえ、関係機関と連携した重層的な支援を実現するためにも、現在の人員数を最大とせず、大規模校への複数配置の次は中規模校への複数配置も図るなど、必要に応じて増員を図られるよう求めます。

対応状況又は今後の対応方針

学校現場においていじめ対策の取組を効果的に推進するためには、教職員が一人ひとりの子どもの気持ちに寄り添った対応を行うことが重要であると考えています。

教育委員会では、24時間以内の報告の事務改善をはじめとした、いじめ対策の取組にかかる事務負担の軽減を継続して検討していくこと、また、会議や報告文書の精選、夜間の自動応答メッセージによる電話対応など、いじめ対策以外の業務も含め事務改善を行うことを通じ、教職員が一人ひとりの子どもと丁寧に向き合う時間を確保できるよう努めております。

子ども支援コーディネーターの配置については、各学校の規模や状況等を考慮した上で配置しており、今後も各学校の規模やいじめ等の生徒指導事案の発生件数、加配教員の配置状況等を勘案し、適切な配置に努めてまいります。

また、子どもが抱える様々な課題には、子ども支援コーディネーターや生徒指導主事・主任が中心となり学校全体で組織的に対応する体制を整え、関係機関と連携した重層的な支援により、子ども達に寄り添った対応に努めてまいります。

大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成25年条例第1号）
検証結果報告書に係る対応状況（方針）調書
（報告書における「運用の改善を図るべき事項」への対応）

担当所属名 教育委員会事務局 学校教育課

運用の改善を図るべき事項
(2) 第5条第1項、第2項に関する取組について ア いじめ対策に関する人員体制等の検討 （ウ） 「こころとからだの先生」については、全国的にも先進的な取組で、効果も上がっていると各方面から聞いているところです。増員に向けて検討されるよう求めます。
対応状況又は今後の対応方針
養護教諭は、けがの状況からいじめの発見につなげたり、子どもからの悩みや不安を相談されたりすることもあり、保健室は子どもの「心の居場所」としての役割を果たしています。そのため、学校の実情や規模に応じて養護教諭の適切な配置に努めてまいります。 さらに、「こころとからだの先生」については、今後も研修を実施し、資質向上に努めてまいります。

大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成25年条例第1号）
検証結果報告書に係る対応状況（方針）調書
（報告書における「運用の改善を図るべき事項」への対応）

担当所属名 教育委員会事務局 児童生徒支援課

運用の改善を図るべき事項
(2) 第5条第1項、第2項に関する取組について ア いじめ対策に関する人員体制等の検討 (エ) 学年が低くなればなるほど、心情に訴えかけることのできるような手法が有効であるとされています。子どもたちのいじめに関する理解をより深めるため、学校で行う授業の外部講師として、過去にいじめを受けた方やいじめを受けた子どもの保護者など、幅広い人材を起用できる仕組みを検討されるよう求めます。
対応状況又は今後の対応方針
現在、教育委員会が各学校の希望を取りまとめて実施している弁護士による授業においても、過去に実際にあった事例をもとに、いじめを受けた子どもの気持ちを紹介しながら、弁護士が考えるいじめが絶対に許されない理由を伝えるなど、子ども達が自分ごととしていじめについて考えられる授業を実施しています。 また、授業の講師として、教育委員会が取りまとめて調整を行う弁護士等による授業だけでなく、学校が自校の実情に合わせて選定した方による授業も実施できるなど、幅広い人材の起用が可能な仕組みとしております。 引き続き、外部講師による授業の取組として、第3期大津市いじめの防止に関する行動計画に「専門家等によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施」を位置付け、取り組んでまいります。

大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成２５年条例第１号）
 検証結果報告書に係る対応状況（方針）調書
 （報告書における「運用の改善を図るべき事項」への対応）

担当所属名 教育委員会事務局 児童生徒支援課

運用の改善を図るべき事項	
(2) 第５条第１項、第２項に関する取組について イ スクールソーシャルワーカーの配置拡充 （ア） いじめ対策に追われ、いじめを起こさない環境づくりには十分に取り組めていないのではないかと懸念しているところであり、まずはしっかりと子どもと向き合うことができる時間的・心理的余裕を学校現場に担保するべきであると考えます。担任教諭等の負担軽減のために、スクールソーシャルワーカーの配置拡充を検討されるよう求めます。 （イ） 人との関係性から発生するいじめの解決のためには、スクールカウンセラーによる心理面のケアのみならず、いじめをする側の子どもが置かれている環境に則した根本からの問題解決を図る必要があります。 子どもと子ども、子どもと教師、子どもと家庭など、いじめの背景にある当該児童のストレスに向き合い、ソーシャルワークの観点から、人権に慎重に配慮しつつ、それぞれの関係性を調整し、いじめを起こさないで済むような人間関係、学級、家庭の環境醸成を図る観点からもスクールソーシャルワーカーの配置拡充を検討されるよう求めます。	
対応状況又は今後の対応方針	
現在、学校現場及び教育委員会内にスクールソーシャルワーカーを配置しております。 スクールソーシャルワーカーは、教職員への助言・支援、保護者との面談、ケース会議への参加などを通じ、児童生徒を取り巻く様々な環境の調整や、関係機関等と連携したきめ細やかな支援を行っております。 学校では、子ども支援コーディネーターや生徒指導主任・主事が中心となり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門職や、関係機関と連携し、チーム学校として適切に対応する体制を整えております。 今後もこの体制が十分に機能するよう、教育委員会としても支援・指導を行ってまいります。	

大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成２５年条例第１号）
 検証結果報告書に係る対応状況（方針）調書
 （報告書における「運用の改善を図るべき事項」への対応）

担当所属名 教育委員会事務局 児童生徒支援課

運用の改善を図るべき事項
(3) 第５条第３項に関する取組について ア いじめ事案に係る報告業務の改善 （ア） いじめの疑い報告件数は、平成２５年の条例制定からの９年で１０倍以上になっており、小さな事案も見逃さない意識の変化等を評価しているところですが、その一方で、全件２４時間以内に報告することとされていることから、教職員の負担が大きくなっています。 報告は極めて重要であり、２４時間以内の報告義務をなくすべきではないものの、本来見つけなければならない事案や他の懸案事項への影響、子どもと向き合う時間の減少が危惧されます。これまでも、執行部においていじめ事案に係る報告業務の在り方について検証し、教職員の負担とならないよう、随時、事務改善に努めていただいているところですが、さらなる改善の余地がないか継続的に検討されるよう求めます。
対応状況又は今後の対応方針
いじめの疑い事案に関する報告は重要であり、第３期大津市いじめの防止に関する行動計画にも「いじめの疑いの段階での翌課業日中の教育委員会への速報」を位置付け、取組を継続する予定です。 その上で、令和４年度には報告業務にかかる事務負担を軽減するため事務改善を行ったところですが、更なる改善の余地はないかなど、教職員が子どもと向き合う時間を確保できるよう継続して検討を行ってまいります。

大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成25年条例第1号）
検証結果報告書に係る対応状況（方針）調書
（報告書における「運用の改善を図るべき事項」への対応）

担当所属名 教育委員会事務局 児童生徒支援課

運用の改善を図るべき事項

(4) 第6条第2項に関する取組について

ア 保護者と子どもが共にいじめを考える機会の拡充

（ア） 条例に規定した趣旨を踏まえ、保護者と子どもと一緒にいじめに関する理解を深められるような機会を増やしていくべきであると考えます。

保護者と子どもと一緒に参加する学年別の研修会など、保護者と子どもが共に考え行動する機会を積極的に提供されるよう求めます。

対応状況又は今後の対応方針

現在、道徳の授業や、インターネットのいじめ防止に関する講演等の実施にあたっては、積極的に授業参観に設定することや、児童生徒向けの講演の終了後に、保護者向けの講演会を実施するなど、保護者と子どもが共に考え、行動する機会を提供できるよう努めているところであり、今後も継続して取り組んでまいります。

大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成25年条例第1号）
 検証結果報告書に係る対応状況（方針）調書
 （報告書における「運用の改善を図るべき事項」への対応）

担当所属名 教育委員会事務局 児童生徒支援課

運用の改善を図るべき事項
(5) 第9条第1項に関する取組について ア いじめの防止に関する行動計画の教員への周知徹底 (ア) 令和3年に実施されたいじめについてのアンケート調査によると、いじめの防止に関する行動計画（以下「行動計画」という。）をひと通り読んだことがある教員は約4割にとどまっています。第3期行動計画策定に当たり、教員に読まれていない理由を分析の上、対応を講じることを求めます。 (イ) 第3期行動計画では、概要をまとめたもので教員への周知を図ることも予定されているようですが、概要ではなく「本編」を精読いただくことが重要であると考えます。「本編」を精読いただけるよう、教員の意識向上に努められるよう求めます。 (ウ) 行動計画について、教員が「自分事」として主体的にいじめ問題を捉えられるよう、現場での研修、会議などの折々の機会を捉えて教員に周知されるよう求めます。
対応状況又は今後の対応方針
第2期行動計画は234ページの冊子でありボリュームが非常に大きいことから全教員への配布はしておりませんでした。 （同アンケート調査において、「次期行動計画（第3期）のボリューム（内容量やページ数等）についてどのようなものが望ましいと思いますか」という設問に対して、現在の計画より精選したものを望む回答が約8割を占めているとともに、「いじめの防止に関する行動計画やいじめ対策の取組について、自由にご意見を記入ください」という自由記述形式の設問に対し「大切な計画ですが、手近において確かめるには、ダイジェスト版があるとよいと思います。」という意見も寄せられました。） 第3期行動計画の策定にあたっては、「計画内容を精選し、取組内容等をより理解しやすい計画とする」ことを念頭に検討を進めてまいりました。 また、教職員向けのダイジェスト版は行動計画の概要を伝えるリーフレットではなく、行動計画本編のうち教職員の取組に関連する箇所を抜粋した小冊子として編集し、全教職員への配布を行うことで、行動計画本編の内容について理解できるものとする予定です。その上で、ダイジェスト版に行動計画本編を閲覧できるQRコードを掲載し、本編についても必ず目を通すよう周知します。 さらに、「新転任者研修」を含め、教職員向けの研修において積極的に行動計画の冊子を活用することで、各校において行動計画に基づいた具体的な実践が行われるよう、指導してまいります。

大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成25年条例第1号）
検証結果報告書に係る対応状況（方針）調書
（報告書における「運用の改善を図るべき事項」への対応）

担当所属名 政策調整部 いじめ対策推進室

運用の改善を図るべき事項
(6) 第10条第2項に関する取組について ア 出前講座、市民フォーラムの見直し (ア) 令和3年に実施された保護者向けのいじめについてのアンケート調査では、いじめ対策の継続と充実を望む回答が合わせて約7割であった一方で、出前講座や市民フォーラムなどは、取組として必要と考える割合が最も低くなっています。フォーラムや講座の開催にあたっては、旧来の方法にこだわることなく、オンラインやSNSを活用するなど時代やニーズに即したのものや、より効果的な情報発信となるよう、「誰に」「何を」伝えるのか具体的な対象を絞り込んだ上、地域単位等でニーズに合わせて開催するなど、より効果的な開催形式の検討を求めます。また、あわせて、いじめ体験者の話を聞くなど、当事者の気持ちを追体験し、自分の行動を振り返る機会とするような、参加者がいじめ問題について「自分事」として考えられるフォーラム等の在り方を検討されるよう求めます。
対応状況又は今後の対応方針
いじめの防止に係る市民フォーラム等については、現在策定を進めている行動計画に基づき、市・学校・家庭・地域が連携していじめ防止対策に取り組むため、市民や学校、地域団体、保護者、子どもも含めて、地域が主体的にいじめ問題について考える機会となるよう、オンラインやSNS等も活用し、地域と連携したフォーラム等の開催に努めてまいります。また、従来の大きなイベント形式での開催ではなく、地域単位等で地域のニーズに合わせて開催する等、より効果的なフォーラム等の開催形式を検討してまいります。